

## 梅野智恵子議員に対する議員辞職勧告決議

我々野々市市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と識見をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

去る令和3年6月8日午後5時19分に、梅野智恵子議員はSNSにおいて「一般質問の順番、くじ引きと言いながら絶対に仕組まれているんだよね。こういうところも多数派によるいじめ。」という文書を書き込み、同日午後9時47分に再びSNSにおいて「私と質問被る議員を、必ず私の前にするんですよ。いつものことだけだね。」と不特定多数に流布を行った。

野々市市議会議員政治倫理条例第2条第1項において議員は、「市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」と政治倫理基準を遵守しなければならないとしている。

また、本年3月2日に制定された野々市市議会基本条例第22条においても、「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課されていることを深く自覚し、野々市市議会議員政治倫理条例（平成14年野々市町条例第27号）の規定を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」としている。

しかしながら、梅野智恵子議員は、議会運営委員会における一般質問発言順の決め方及びその結果に対し、事実と反する虚偽内容をSNSにより流布したことは、明らかに倫理基準違反である。

議会運営委員会にて、野々市市議会議員規律協議会を設置し、慎重に協議を重ね、本人による事実確認を聴取した結果、虚偽を流布した行為が事実であることが判明した。

この事を踏まえ、協議会は「過去に他の地方議会に対する政務活動費について不

適切なSNSによる発信を行い、他の地方議会よりクレームの指摘があり、当時の正副議長が謝罪に回る前代未聞の事態が発生した事など、一昨年より度重なる不適切な言動やSNSでの不適切な発信により、嚴重注意を再三受けながら、再びこのような事件を起こしたことは、野々市市議会の品位を著しく傷つけ、秩序を乱す行為で看過出来ないものである。」と全員一致をもって結論付けた。

この報告を受け、議会運営委員会は慎重に審査を行い、議員規律協議会の結論を重く受け止め、全員一致をもって「議員辞職の勧告をすべきもの」と決定した。

よって、梅野智恵子議員に対しては、市民の範として法令の遵守が強く求められる市議会議員でありながら、議会への誹謗中傷・虚偽の流布行為はその規範意識に欠け、野々市市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、断じて許されるものではなく、事態の重大さから、直ちに議員の職を辞することを強く求める。

以上、野々市市議会として、梅野智恵子議員の議員辞職勧告を決議する。

令和3年6月24日

石川県野々市市議会